

米国の Patent Attorney (特許弁護士) は Attorney at law (弁護士) と Patent Agent (弁理士) の両方の資格を有することを意味した慣習的、便宜上の名称で「Patent Attorney」という単一の資格があるわけではありません。Patent Attorney は弁護士でもあるので、知的財産法だけでなく刑法、憲法、民事法、訴訟法、証拠法、税法、契約法、会社法、不当競争法、不動産法、遺言信託法等、法律全般を学んでいます。その上に、技術系の教育を受け特許法を学んでいます。一方、技術系の教育を受け特許法のみを学んだのが Patent Agent で、特許庁に対する手続きを代理することができます。文科系の人には Patent Agent になることはできません。Patent Agent は特許法のみを学んでいるので商標や著作権を扱うことはできません。また、訴訟を扱うこともできません。Patent Agent は米国弁理士と呼ばれることもあります。なお、Patent Attorney も特許を扱っているということで弁理士と呼ばれることもあります。

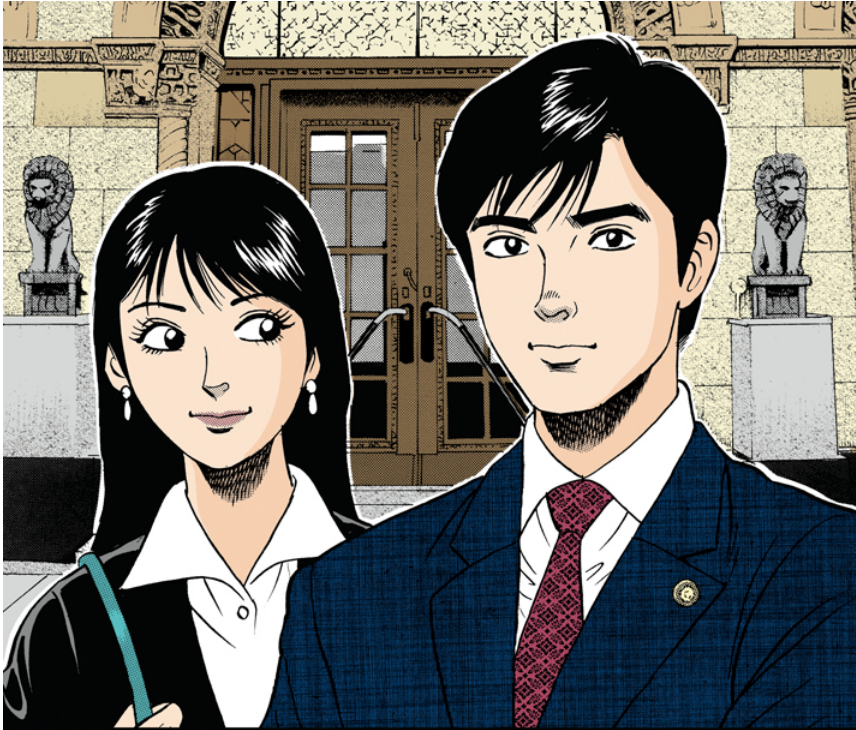
一方、日本の弁理士は一般に Japanese Patent Attorney と英訳されており、Patent Agent とは呼ばれることはありません。しかし、米国の Patent Attorney とはかなり異なった資格です。日本の弁理士は弁護士ではなく、ロースクールで法律全般の教育を受けているわけではなく、専ら知的財産法を学び、特許庁に対して手続きの代理ができる資格です。しかし、Patent Agent と異なり商標も扱うことができます。また、文科系の人にも Patent Agent になることができます。また、「特定侵害訴訟代理業務付記試験」を受かった弁理士は特許権等の侵害訴訟に関しては、弁護士と共同であれば訴訟を代理することができます。このような弁理士を「付記弁理士」と呼ぶこともあります。簡単には日本の弁理士は、Patent Attorney と Patent Agent の間にあるような資格といえるかもしれません。

ということで日本の弁理士と Patent Attorney、Patent Agent は異なる資格で、日本と米国では法律が異なりますが、知的財産とは何なのか、日本の弁理士がどんなことをするのかを知ることは米国における知的財産の保護、Patent Attorney、Patent Agent の仕事を理解する助けになるかもしれません。日本の弁理士会の広報センターでは、知的財産権に馴染みのない人にも弁理士の仕事内容を知ってもらうために、漫画「閃きの番人」を制作しています。先日、第6話後編が弁理士会のホームページに公開されたのでご覧になってみてください。PDF形式でダウンロードして印刷・配布することが可能です。過去の作品もホームページで公開しています。

【漫画 URL】 <https://www.jpaa.or.jp/comic/>

【各話タイトルと取扱い内容】

- 第1話「弁理士ジョージをよろしく」公知と先使用権
- 第2話「哀しみが生んだ母の発明」非弁行為と冒認出願
- 第3話「商標権が守った夢と絆」商標権と不正競争防止法
- 第4話「ジョージの夢に咲く華」グローバル化する製造業と意匠権
- 第5話「特許証に刻まれた永遠の愛」特許出願手続き
- 第6話「逆転のIT社長」ソフトウェア特許



ひらめ  
**閃きの番人**

—— 弁理士ジョージの事件簿

FILE 001-002

弁理士ジョージをよろしく 公知と先使用权 編

作画:ヒロカネプロダクション 監修:日本弁理士会

(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)